

宮城県災害医療コーディネーター設置・運営要綱

(趣旨)

第1条 地震、事故等によって大規模な人的被害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう調整することによって被害の軽減を図るため、宮城県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を置く。

(委嘱及び任期)

第2条 コーディネーターは、保健医療活動に精通し、かつ、宮城県の医療の現状について熟知している者のうちから知事が委嘱する。

2 コーディネーターの任期は2年以内とする。ただし、知事が必要と認める場合は、再度委嘱することができる。

(配置)

第3条 県全体の保健医療活動全般の調整や特定専門分野の調整を行うコーディネーターとして、宮城県保健医療福祉調整本部に県災害医療コーディネーターを配置する。

2 地域における保健医療活動を調整するコーディネーターとして、保健福祉事務所（保健所）に設置する地域保健医療福祉調整本部に地域災害医療コーディネーターを配置する。

(職務)

第4条 県災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、保健福祉部長の要請により、次の業務を行う。

- (1) 県全体の患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (2) 医療救護班等の派遣先となる地域の決定に関する助言及び調整
- (3) そのほか災害時における適切な医療体制の確保に関し必要な助言及び調整

2 地域災害医療コーディネーターは、大規模災害時において、保健福祉事務所長の要請により、次の業務を行う。

- (1) 地域内の患者搬送及び収容先医療機関の確保に関する助言及び調整
- (2) 地域内の医療救護班等の派遣先の決定に関する助言及び調整
- (3) そのほか地域の災害時における適切な医療体制の確保に関し必要な助言及び調整

3 保健福祉部長又は保健福祉事務所長は、保健医療活動が安定した場合は、コーディネーターに対する出務の要請を解除するものとする。

4 コーディネーターは、その職務を終了するに当たっては、医療政策課長又は被災地を所管する保健所長等に対し所要の事項を引き継ぐものとする。

(秘密を守る義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(費用弁償等)

第6条 コーディネーターの費用弁償は、保健福祉部長又は保健福祉事務所長の要請により出務し

た1日につき、「災害救助法施行細則」（昭和35年宮城県規則第48号）別表第2に定める額を支給する。

- 2 コーディネーターが、その職務に関連して負傷し、疾病にかかり、又は、死亡した場合は、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年宮城県条例第37号）の例により、扶助金を支給する。

（平時の体制）

第7条 コーディネーターは、平時においては、災害時の保健医療体制が適切に構築されるよう、県などに対し必要な助言を行うものとする。

（事務）

第8条 コーディネーターに関する事務は、保健福祉部医療政策課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターに関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月12日から施行する。